

就職に役立つ訓練講座を受けたい ひとり親家庭のパパ・ママを応援します 自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金とは

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%（下限は1万2千1円、上限は修学年数×20万円、最大80万円）が支給されます。（雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額（下限は1万2千1円）を支給。）

支給については、**受講前に講座の指定を受ける必要があります**ので、必ず事前にお住まいの担当窓口へご相談下さい。

➤ 対象者

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
- ・ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること。
- ・ 過去に自立支援教育訓練支援金（本制度）の支給を受けたことがないこと。
- ・ 受講しようとする講座を理由に、高等職業訓練促進貸付金の貸付を受けていないこと。

➤ 対象となる講座

雇用保険法による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の各指定教育訓練講座のうち、資格取得を要件とする講座

➤ 支給額…

1. 雇用保険法（ハローワーク）での教育訓練給付金の受給資格がない方
(1) 「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の各指定講座を受講される場合

対象教育訓練のために支払った費用の60%に相当する額

（上限20万円、1万2千円以下は対象外）

- (2) 「専門実践教育訓練」の指定講座を受講される場合

対象教育訓練のために支払った費用の60%に相当する額×修業年数

（上限20万円×4年＝80万円、1万2千円以下は対象外）

2. 雇用保険法（ハローワーク）での教育訓練給付金の受給資格がある方

上記 1. (1) もしくは (2) の支給額から、雇用保険法（ハローワーク）からの教育訓練給付金の額を差し引いた額（差し引いた額が1万2千円以下になる場合は支給対象外）。

・ただし、雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付金」が、1. (2) の上限額を上回る場合には、本給付金は支給されません。

※支給は、**受講修了後の後払い**となります。専門実践教育訓練で、受講が数年にわたる場合も同様です。

➤ **他の給付金との併給について**

高等職業訓練促進給付金との併給はできる場合がありますが、高等職業訓練促進貸付制度(沖縄県母子寡婦福祉連合会)とは併給ができません。

➤ **申請手続き(下記の2回の申請が必要です)**

1. **講座指定申請**

必ず、**受講開始前**に事前相談の上、講座指定申請書に必要書類を添付して申請してください。

- ＜必要書類＞①講座指定申請書②確認書③同意書④世帯全員の戸籍謄本
 ⑤住民票謄本(同居者全員分)⑥児童扶養手当証書(写)⑦所得課税証明書
 ⑧受講する講座の入校証明書⑨マイナンバー通知書(写)⑩運転免許証(写)
 ⑪「教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワークにて取得できます)」

2. **支給申請**

指定講座修了日から起算して30日以内に支給申請書に必要書類を添付して申請してください。

- ＜必要書類＞①支給申請書②講座指定通知書③世帯全員の戸籍謄本④住民票謄本(同居者全員分)
 ⑤児童扶養手当証書(写)⑥修了証明書⑦領収書⑧所得課税証明書

➤ **お問い合わせ先**

お住まいの 町村	福祉事務所 名	連絡先
国頭村・大宜味村・ 東村・今帰仁村・ 本部町・伊江村・伊 平屋村・伊是名村	北部福祉 事務所	0980-52- 0051
恩納村・宜野座村・ 金武町・読谷村・嘉 手納村・北谷町・北 中城村・中城村	中部福祉 事務所	098-989- 6603
西原町・与那原町・ 南風原町・八重瀬 町・渡嘉敷村・座間 味村・粟国村・渡名 喜村・南大東村・北 大東村・久米島町	南部福祉 事務所	098-889- 6364
多良間村	宮古福祉 事務所	0980-72- 3771
竹富町・与那国村	八重山福祉 事務所	0980-82- 2330

お住まいの 市	担当部署	連絡先
那覇市	子育て応援課	098-861-6951
宜野湾市	児童家庭課	098-893-4411
浦添市	子ども家庭課	098-876-1234
名護市	子育て支援課	0980-53-1212
糸満市	こども未来課	098-840-8191
沖縄市	こども家庭課	098-939-1212
豊見城市	子育て支援課	098-850-0143
うるま市	児童家庭課	098-973-4983
宮古島市	児童家庭課	0980-73-1966
南城市	児童家庭課	098-917-5343
石垣市	こども家庭課	098-87-0771

詳しくは、沖縄県青少年・子ども家庭課 098-866-2174 または

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shonenkodomo/> まで